

# 臨時財政対策債について

## 1. 臨時財政対策債とは

- 本来、地方交付税として配分すべきところを交付税が不足した場合に個々の地方団体が県債という形で立て替えておき、期間を明確にして全額を後年度、地方交付税で補てんするという仕組みである。
- 地方に新たな負担を生じさせるものではなく、地方交付税の振替措置であることから、実質地方交付税である。
- このため、健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率の算定においても、臨時財政対策債の元利償還金は、控除して計算される。
- なお、発行可能上限額は地方団体の人口により機械的に配分される。

## 2. 臨時財政対策債を発行する理由

- ① 個々の地方団体においては、先ず臨時財政対策債が人口に基づいて割り当てられ、その残額が地方交付税で措置される。
- ② このため、基金の取り崩し等で補てんしない限り、臨時財政対策債を発行しなくては予算を組めない仕組みとなっている。
- ③ 実際に、臨時財政対策債を発行していない団体は東京都のみであり、不交付団体の愛知県でさえ発行しないと予算が編成できない状況である。